

## 1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

なお、指導及び監査の実施に当たっては、東京都や関係区市町村と適宜連携し、指導検査等体制の一層の充実・強化を図る。

## 2 指導の重点項目

### （1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

### （2）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、事業者等による虐待行為や身体拘束などを行っていないか。  
また、利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

## 3 監査の重点項目

- （1）サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- （2）自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。

- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

#### 4 指導実施計画

##### (1) 対象事業者等

- ア 総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
- イ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所

##### (2) 指導の実施形態等

###### ア 指導・監査

###### (ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地等において実施する。また、必要に応じ、事業者等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

※実施方法に関しては、感染症等の感染状況に応じて、柔軟に対応する。

###### (イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

###### (ウ) 班編成

運営指導等を行う場合にあっては、福祉政策課指導検査係の指導担当にて編成する。

指定市町村事務受託法人に対し、事務の一部を委託する。

居宅介護・重度訪問介護・就労移行支援・就労継続支援B型・児童発達支援・放課後等デイサービス・共同生活援助（介護サービス包括型）については、東京都指定の公益財団法人東京都福祉保健財団の職員と同行し実施する。

\*監査（実地検査）については、福祉政策課長を中心に指導検査担当係長、指導検査担当班を編成する。

障害者（児）虐待の場合は、障害福祉課長及び援護係長も含める。

###### (エ) 実施通知

原則として指導監査実施日の概ね14日前までに通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮することができる（当日通知を含む。）。

###### (オ) 選定及び実施時期

原則として令和6年4月1日時点で現存する事業所等の中から選定する。ただし、必要と認める場合には指導の以降に指定を受けた事業所等についても運営指導の対象とする。

##### イ 集団指導

必要な指導の内容に応じて、一定の場所に事業者などを集め、講習等の方法により実施する。

ただし、実施方法にあたっては、感染症の感染状況に応じて柔軟に対応する。

#### 5 指導基準

東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じて指導を

実施する。